

いじめの問題に係る学校訪問の実施報告

心の支援課

1 目的

平成29年度生徒指導関連調査の結果、いじめの認知件数を0として報告した学校、およびいじめを積極的に認知して対応した学校を抽出して訪問し、それぞれの対応状況を聴取することを通して現状を把握するとともに、今後のいじめ問題への対応施策に活かす。

2 訪問日時

平成30年7月～8月

3 訪問方法等

(1) 訪問者

心の支援課職員

(2) 聴取校（全12校）

(ア) いじめ認知件数が零の学校	小学校5校	中学校2校
(イ) いじめを積極的に認知して対応した学校	小学校3校	中学校2校

(3) 聴取対象者

校長（教頭、生徒指導係）

(4) 聴取内容

<いじめ認知件数が零の学校>

- (ア) いじめの認知件数が0だった背景・要因
- (イ) 取組の課題

<いじめを積極的に認知して対応した学校>

- (ア) いじめを認知するための取組
 - ・アンケートや面談等で工夫していること
 - ・児童生徒の観察で工夫していること
- (イ) いじめの問題への適切な対処
 - ・未然防止の取組
 - ・校内いじめ防止対策組織の運用
 - ・学校いじめ防止基本方針について
 - ・児童会、生徒会でのいじめの問題への取組
 - ・いじめを重篤化させないための取組

4 訪問・聴取の結果

(1) いじめ認知件数が零の学校

- 当該校の管理職が、法の「いじめの定義」を理解していない。「継続的ないじめや、重くなるようないじめがなかったため、認知件数を零として報告しました」

- 子ども同士のトラブルなどは担任がファイルに書き込み、その情報は校内 LAN ですべての教員が共有できる仕組みにしている。しかし、比較的重い事案を担任の判断で書き込むことにしているため、軽微な案件は担任の段階で処理したり、抱え込んだりしている可能性がある。
- 毎月実施しているいじめのアンケートには、多数の事案が記載されていたが、全てをいじめとして認知すると、膨大な件数になることから、計上することに迷いがあった。また、軽微なものと同様に扱われることについても抵抗感があった。

【以上の反省を踏まえ、今年度は以下のような取組を推進している】

- 学校生活アンケートのいじめに関する記載については、全件管理職が内容を確認する。
 - 軽微なものについては、担任が関係児童に注意するなど完結させたうえで、その旨をアンケートに付記して校長に提出する。
 - 校長・教頭・生徒指導係の判断により重篤とされたいじめについては、校内いじめ防止対策組織において対応方法を検討する。
 - ・ 解消が図られた事案についても、3か月後に検証する。
- ※ 早急にいじめに関する職員研修を実施し、「学校いじめ防止基本方針」を見直したい。

(2) いじめを積極的に認知して対応した学校

- 法の定義を全職員が理解している。
 - ・ 「法の定義に沿って認知していれば、当然認知件数は多くなります」「本校が他校に比べて認知件数が多いというのは意外でした」
 - ・ 年度当初の職員会において、「いじめの認知について（文科省作成資料）」を配布し、法の定義や適切な対処について説明している。また、気付いたことは全て記録しておくよう、校長から先生方に徹底した。
 - ・ 「こんなこともいじめとして報告するのか」と訝る声も職員からあったが、学校長からは「いじめの認知件数が多いことはよくないことではない」という指導があり、毎年 200 件近い件数を市教委に報告している。
 - ・ 市教委の指導もあり、軽微なものであってもひとりで判断せず管理職に報告してもらうようにしている。
 - 適切な対処について
 - ・ 毎学期末に、いじめに関するアンケートを実施。アンケート実施後は各担任が全児童と面談し、いじめの有無を聴き取り。軽微なものについては担任が完結させ、管理職や生徒指導係に報告。
 - ・ いじめについては全件を教頭（生徒指導係）が集約。月に一度、職員会で一覧表を示し、全職員で情報共有。軽微ないじめと判断できないものについては、いじめ対策委員会で対応を協議する。
- ※ 加害児童と被害児童の見解が異なる事案については、保護者に連絡の上、さらに詳細に状況を調査している。一方、保護者が加わることにより、事案が過熱することがあり、課題。

(3) その他

- 「いじめの重大事態が発生した場合は、必ず弁護士や精神科医などで構成する第三者委員会で調査しなければならないのではないか」「だとすれば、重大事態として対応することを躊躇してしまう」との誤解があった。

LINE 相談窓口「ひとりで悩まないで@長野」

…第Ⅰ期（H30. 7. 1～7. 29）の相談実施状況について（速報）…

心の支援課

「ひとりで悩まないで@長野」では、昨年度 14 日間の試行結果を踏まえ、相談期間を夏休み前後の 60 日間に拡大し、中高生等の「相談したい気持ち」に応じていくとともに、SNS を活用した相談事業のさらなる充実を目指し、相談体制を構築していく。

事業内容	期 間	＜Ⅰ期＞平成30年7月1日（日）～7月29日（日）17:00～21:00 ＜Ⅱ期＞平成30年8月18日（土）～9月17日（月）17:00～21:00	9月10日（月）～16日（日）の自殺予防週間を含む計60日間
	対象者	県内の中学生、高校生等 約12万人	
	委託業者	トランス・コスモス株式会社/関西カウンセリングセンター	
	相談員	相談責任者 1席 相談員 3席または5席（相談開始1週間はアクセス数が多いと見込み、5席で対応）	

1 Ⅰ期の相談件数等

時間内アクセス	655 件
a+b	
相談対応件数 a	345 件
混雑 b	310 件
時間外アクセス	965 件
友だち登録累計	1,712 人

※) アクセス数：同日中における実人数を件数として計上

※) 混雑 b と時間外アクセスには、定型文を自動送信

主 訴	件数	割合 (%)
いじめ・不登校に関すること	27	7.8
交友関係・性格の悩み	72	20.9
学校・教員の対応	33	9.6
学業・進学	38	11.0
家族に関すること	17	4.9
異性に関する悩み	32	9.3
性・身体に関すること	20	5.8
その他	57	16.5
小 計 (b)	296	85.8
無応答・ひやかし等	49	14.2
合 計 (a)	345	100.0

<相談者の割合>

○相談者全体の約4割が中学生で、約6割が高校生。学年では、高1生が全体の1/4を占める。また、相談者全体の約7割が女子である。

<相談件数>

○1日平均相談対応件数は、11.9件。時間内アクセスに対する相談対応率は52.7%で、平成29年度の試行の際の34.6%を上回った。

○相談期間が、高校の文化祭や、中学校の部活動の大会と重なったため、土・日を中心にアクセス数が減少した。

*LINE 相談との相乗効果もあり、7月の「学校生活相談センター」の相談件数（電話、メール/延べ回数）は、前年度の約1.5倍となっている。

<相談対応について>

○SNS 相談の特性上、相談者、相談員双方が得られる情報は限られるが、相談終了時に相談者から「気持ちが楽になりました」「聞いてもらえてうれしかった」「また、明日も」というような応答もあり、相談者の「誰かに聞いてほしい」というニーズには応えられている。

2 Ⅱ期に向けて

○相談開始直後、または途中で辞退したり、応答がなくなったりする相談者もいるため、相談を辞退するに至る経過を委託先とともに検証し、改善につなげ、引き続き中高生の「相談したい気持ち」に応じていく。